

2014.10.30

相続の いろは

節税策の盲点 ③

「ビルやマンションを建てる、節税しようか」。小規模宅地の特例の範囲を超える広い土地を所有している場合、相続対策で賃貸経営を考える人は多い。借金をして建物を建てると、相続税負担が大きく減るためだ。

現金1億円と1億円の

賃貸マンションに土地活用

土地を相続するべく2億円分に相続税がかかる。手持ちの現金1億円に加え、銀行から5000万円を借りて、1億5000万円の賃貸ビルや賃貸マンションを建てるべく、節税効果はどうか。

まず、土地の評価は入居者の借地権分を差し引ける。この比率は2割程度のことが多いので、土地の評価額は1億円から8000万円に減る。建物の評価は、時価の6割程度とされ、借家権も差し引けるので、購入額の

財産分割が難しく

賃貸経営で財産の評価額は大きく下がる

路線価で1億円の土地を所有。現金1億円とローン5000万円で賃貸マンションを建設する場合。[▲]はマイナス

土 地	1 億円	→	8000万円
建 物	な し	→	7500万円
現 金	1 億円	→	な し
ロ ン	な し	→	▲5000万円
評 価 額	2 億円	→	1 億500万円

(注) 土地の評価額が2割減、建物の評価額が5割減、事業用宅地等の特例の適用がない場合

この結果、2億円の資産の相続課税上の評価は1億5000万円と、ほぼ半分になる。ただ、建物は現金に比べ分割が難しく、相続人の間でもめぐらしくなりがちだ。賃貸経営に失敗すれば損失を被るので、節税対策だけ損得を割り切れない側面もある。(随時掲載)

5割程度になる。1億5000万円で建てた建物の評価は7500万円程度になる。さらに借入金が5000万円残っているので、賃貸経営に失敗すれば損失を被るので、節税対策だけ損得を割り切れない側面もある。(随時掲載)